須坂市

2025年４月版

障がいのある方の

福祉のしおり

共に支え合い
みんながいきいきと
暮らせる社会をめざして

須坂市「花と緑のまちづくり事業」のマスコットキャラクターかんなちゃん

須坂市役所　福祉課　　本庁舎１階（窓口8番）
TEL　026-214-7019（係専用）
FAX　026-248-7208

【はじめに】

このしおりは、障がいのある方の生活を支援するための主な各種福祉施策の内容をまとめたものです。各制度の詳細は窓口でお確かめください。

【申請にあたって】

記載の内容については変更等がある場合がありますので、申請の前に各担当窓口までお問い合わせください。

【該当する障がいの程度】

特別児童扶養手当、児童扶養手当、障害基礎年金、障害厚生年金及び特別障害者手当等の対象となる障がいの程度は身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳に記載されている等級とは異なります。本しおり内の「該当する障がい程度」は目安を表したものですのでご注意ください。

記載例

区分＼等級	身体障がい					
	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚	○	○				
聴覚		△				
上肢		△	△			

○	該当	△	一部該当

視覚障がい者のうち、1級及び2級の方が該当することを示しています。

聴覚障がい者のうち、2級の一部の方が該当することを示しています。

上肢障がい者のうち、2級の一部及び3級の一部の方が該当することを示してい

目　次

手帳

P1　身体障害者手帳
P1　療育手帳
P1　精神障害者保健福祉手帳

医療

P2　福祉医療
P2　更生医療・育成医療
P3　自立支援医療（精神通院）
P3　後期高齢者医療制度

年金・共済

P4　障害年金
P4　特別障害給付金
P5　心身障害者扶養共済
P5　心身障害者扶養共済掛金

手当

P6　人工透析患者等見舞金
P6　特定疾患等患者見舞金
P6　重度精神障害者福祉金
P7　特別児童扶養手当
P8　児童扶養手当
P8　重度心身障害児福祉金
P9　障害児福祉手当
P10　特別障害者手当

税金

P11　所得税
P11　市・県民税
P11　相続税
P12　贈与税
P12　個人事業税

自動車

P13　自動車税・軽自動車税
　　（種別割）（環境性能割）
P14　有料道路通行料金
P14　駐車禁止除外標章
P15　障がい者用等駐車場利用証
P16　福祉車両購入
P16　自動車運転免許
P17　自動車改造

交通

P18　鉄道運賃
P19　バス運賃
P19　航空旅客運賃
P19　タクシー運賃
P20　タクシー券

介護・介助

P21　障害福祉サービス
P22　心身障がい児（者）タイムケア
P22　訪問入浴
P22　在宅福祉介護慰労金

用具・用品

P23　日常生活用具
P27　その他の日常生活用具
P27　おむつ購入利用券
P28　補装具
P28　軽度・中等度難聴児補聴器
P28　緊急用FAXの登録

日常生活

P29　住宅改修
P29　理容・美容券
P29　手話通訳・要約筆記
P29　声の広報
P29　テープ・CD図書
P30　身体障害者補助犬
P30　身体障害者補助犬飼育費
P30　携帯電話
P30　はがき
P31　Goolight放送利用料
P31　NHK放送利用料
P32　施設観覧料
P32　郵便等による不在者投票

その他

　　新・地域見守り安心ネットワーク

身体障害者手帳

内　　容	身体障害者手帳は、身体に障がいのある方が、様々な福祉サービスを利用するために必要な手帳です。 手帳は、障がいの程度によって、１級（重度）～６級（軽度）に区分されます。
交付対象	視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能、そしゃく機能、肢体不自由（上肢、下肢、体幹機能、乳児期以前の非進行性の脳病変による運動機能）、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう又は直腸機能、小腸機能、免疫機能、肝臓機能に永続する障がいがある方
申請に必要なもの	□　交付申請書 □　１５条指定医による診断書・意見書 □　写真（縦４㎝×横３㎝正面脱帽） □　マイナンバーカードまたは個人番号通知カード
備　　考	交付されるまで約２か月かかります。
窓　　口	須坂市役所　福祉課（℡026-214-7019）

療育手帳

内　　容	療育手帳は、知的障がい者が一貫した療育・援助を受け、様々な福祉サービスを受けやすくすることを目的としたものです。 障害の程度によって、A1（重度）、A2、B1（中度）、B2（軽度）に区分されます。
交付対象	児童相談所又は知的障害者更生相談所で知的障がいと判断された方
申請に必要なもの	□　交付申請書 □　写真（縦４㎝×横３㎝正面脱帽）
備　　考	実際に児童相談所等に行き判定する必要があります。
窓　　口	須坂市役所　福祉課（℡026-214-7019）

精神障害者保健福祉手帳

内　　容	精神障害者保健福祉手帳は、一定の精神障がいのある方が様々な福祉サービスを受けやすくすることを目的としたものです。 障がいの程度によって、１級（重度）、２級、３級（軽度）に区分されます。
交付対象	精神疾患を有する方（知的障がい者を除く）のうち、精神障がいのために長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方
申請に必要なもの	□　交付申請書 □　医師の診断書又は精神障がいを支給事由とする年金証書の写し等 □　写真（縦４㎝×横３㎝正面脱帽） □　マイナンバーカードまたは個人番号通知カード
備　　考	手帳が交付されるまで約２か月かかります。
窓　　口	須坂市役所　福祉課（℡026-214-7019）

福祉医療費給付金制度

内　　容	下記に該当する方が医療機関で保険診療を受けた場合、医療費の自己負担分について一部を助成します。

対象となる方	所得要件
身体障害者手帳１級～３級の方	特別障害者手当を受給できる範囲内の額 ※所得要件が世帯によって異なります。詳しくは医療保険課までお問い合わせください。
療育手帳A1・A2・B1の方	
精神障害者保健福祉手帳１級・２級の方	
20歳以上で、国民年金法別表１級10号に該当し、国民年金証書の交付を受けている方	
65歳以上で、国民年金法別表の１級及び２級に該当する程度の方(身体障害者手帳１級～３級・４級の一部、精神障害者福祉手帳１級・２級、療育手帳A1・A2等が該当)	
20歳未満で、特別児童扶養手当１級・２級の方	
身体障害者手帳４級（75歳以上の方を除く）	世帯全員が所得税非課税
自立支援医療（精神通院）受給者の方（受給者証で認定された医療機関のみ対象）	

申請に必要なもの	□　障害者手帳（※1） □　加入医療保険の情報を確認できるもの（保険証など） □　本人名義の預金通帳 （本人以外の場合、加えて同意書が必要です） □　特別児童扶養手当受給証明書（※2） □　来庁者の本人確認ができるもの ※1 年金証書で申請される方は、障害程度がわかる年金証書 ※2 特別児童扶養手当を受給されている方のみ
窓　　口	須坂市役所　医療保険課（℡026-248-9034）

更生医療・育成医療

内　　容	身体上の障がいを除去したり、障がいの程度を軽くするために必要な医療を給付します。事前の申請が必要です。 医療費の自己負担が１割になるほか、世帯の所得に応じた自己負担の上限月額が設定されます。
交付対象	手術等により障がいが軽減されると判断された方。 【更生医療】 身体障害者手帳をお持ちの、18歳以上の方 【育成医療】 18歳未満の方（身体障害者手帳は不要です。）
申請に必要なもの	□　自立支援医療意見書 □　加入医療保険の情報を確認できるもの（保険証など） □　マイナンバーカードまたは個人番号通知カード □　身体障害者手帳（更生医療の場合） □　特定疾病療養受療証（お持ちの方）
窓　　口	須坂市役所　福祉課（℡026-214-7019）

自立支援医療（精神通院）

内　　容	精神疾患で通院する際にかかった医療費の自己負担が１割になるほか、所得に応じた自己負担の上限月額が設定されます。
備　　考	申請時に指定した医療機関のみが給付の対象になります。有効期間は１年。期限の３か月前から更新できます。
申請に必要なもの	□　診断書（更新時は１年おきに必要です） □　加入医療保険の情報を確認できるもの（保険証など） □　マイナンバーカードまたは個人番号通知カード
窓　　口	須坂市役所　福祉課（TEL026-214-7019）

後期高齢者医療制度への加入

内　　容	65歳から74歳までの方で、一定の障がいがある方は、後期高齢者医療制度に加入することができます。
対象となる方	・身体障害者手帳１級～３級の方、4級の一部（音声機能障害、言語機能障害、下肢機能障害）の方 ・療育手帳A1、A2の方 ・精神障害者保健福祉手帳1、2級の方 ・国民年金などの障害年金１、2級を受給している方
備　　考	加入することで、従来より保険料が低くなる場合と、高くなる場合があります。 詳しくは担当窓口にお問い合わせください。
窓　　口	須坂市役所　医療保険課（TEL026-248-9034）

障害年金

内　　容	傷病により、心身に一定以上の障害（※）のある方に対する生活保障として、障害の程度や保険料の納付状況など一定の要件を満たすと障害年金が支給されます。

障害基礎年金	・初診日の時点で国民年金に加入していた方（第1号被保険者または、第3号被保険者）、初診日が20歳以前の方 ・国民年金の加入が終了し、60歳以上65歳未満で国内に在住している方（老齢基礎年金の繰上請求をした方を除く）
障害厚生年金	初診日の時点で厚生年金に加入していた方

※「一定の障害」障害の程度が国民年金法施行令で定める１級又は２級に該当する障害

備　　考	詳細は【障害年金ガイド】をご覧ください。
窓　　口	【障害基礎年金】 須坂市役所　医療保険課（TEL026-248-9034） 長野北年金事務所（TEL026-244-4100） 長野南年金事務所（TEL026-227-1284） 【障害厚生年金】 長野北年金事務所（TEL026-244-4100） 長野南年金事務所（TEL026-227-1284）

特別障害給付金（平成17年４月１日施行）

内　　容	国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより障害基礎年金等を受給していない障がい者に、給付金が支給されます。

支給要件

次のいずれかに該当する者であって、国民年金法による障害基礎年金を受ける権利がない方に支給されます。

（１）　昭和61年３月31日以前に初診日があり、その当時被用者年金各法の被保険者の配偶者であり、かつ、国民年金保険法の任意加入被保険者でなかった方であって、その傷病により現に国民年金の障害等級に該当する程度の障害の状態にあること。

（２）　平成３年３月31日以前に初診日があり、その当時学生又は生徒であり、かつ、国民年金法の任意加入被保険者でなかった方であって、その傷病により現に障害等級に該当する程度の障害の状態にあること。

※65歳に達する日の前日までにおいて障害等級に該当する程度の障害の状態に至った方に限ります。（65歳前に請求することが必要です。）

支給制限

受給している本人の所得により支給が制限されます。
他の公的年金を受ける場合には、その受給額相当額は支給されません。

窓　　口	【特別障害給付金】 須坂市役所　医療保険課（TEL026-248-9034） 長野北年金事務所（TEL026-244-4100） 長野南年金事務所（TEL026-227-1284）

心身障害者扶養共済

内　　容	心身障がい者を扶養している方が、毎月一定の掛金を払い込み、扶養している方が死亡したり著しい障がいを有する状態となったとき、その方が扶養していた心身障がい者に年金を支給するものです。１人の心身障がい者につき２口まで加入できます。
加入対象者	心身障がい者（身体障がい者１～３級、知的障がい者及び精神障がい者等）を扶養している保護者（父母、配偶者など）で次のすべての要件を満たしているもの。 (1)県内に住所があること。 (2)年齢（毎年４月１日における）が65歳未満であること。 (3)特別な疾病又は障がいのない健康状態であること。
掛　　金	加入時の年齢により段階があります。掛金が減免や免除になる場合があります。 １口あたり　（月額）9,300円～23,300円
年金等の給付	加入者が死亡し、又は著しい障がいを有する状態となったとき 加入者が扶養していた心身障害者に、月額１口20,000円の年金を支給します。 加入期間が1年以上で、障がい者が加入者より先に死亡したとき 加入者に対して、加入期間に応じて１口50,000円～250,000円の弔慰金（一時金）を支給します。 ５年以上加入した後、この制度を脱退したとき 加入期間に応じて１口75,000円～250,000円の脱退一時金を支給します。
申請に必要なもの	□加入申込書　□申込者告知書　□住民票　□印鑑 □障がいの程度を証明する書類など
窓　　口	須坂市役所　福祉課（TEL026-214-7019）

心身障害者扶養共済掛金補助金

内　　容	長野県心身障害者扶養共済制度の加入者に、掛金の負担軽減を図るため、掛金の補助をします。

対　象　者	補　助　率
市民税非課税世帯	共済掛金の10分の５
市民税均等割のみの世帯	共済掛金の10分の２
２人以上給付世帯	共済掛金の10分の２
その他の世帯	共済掛金の10分の１

窓　　口	須坂市役所　福祉課（TEL026-214-7019）

人工透析患者等見舞金

内　　容	人工透析患者等に見舞金を給付します。
対象となる方	11月１日以前１年以上の期間において、市内に住所を有し、以下の障がいに該当する方。 特定疾病療養受療証の交付または、更生医療の給付を受けている人工透析患者：年額 40,000円 受便器具を使用している人工肛門受術者：年額 32,000円 受尿器具を使用している人工ぼうこう受術者：年額 32,000円 ※複数に該当するときは、金額の大きいほうが支給されます。
申請に必要なもの	□　振込先の口座がわかるもの（通帳など） □　特定疾病療養受療証または更生医療受給者証（人工透析患者のみ） ※申請期間内は電子申請も可能です。
備　　考	透析患者の方は初回申請時のみ医師の証明が必要な場合があります。 詳細は広報須坂10月号に掲載します。※毎年申請が必要です。
窓　　口	須坂市役所　福祉課（TEL026-214-7019）

特定疾患等患者見舞金

内　　容	原因が不明で治療方法が確立していない難病患者に対し、その方と家族の福祉の増進を図るため見舞金を給付します。
対象となる方	11月１日以前１年以上の期間において、市内に住所を有し、特定疾患医療受給者証、特定医療費(指定難病)受給者証、特定疾病医療受給者証のうちいずれかの交付を受けている方。 年額：10,000円
申請に必要なもの	□　各種受給者証 □　振込先の口座がわかるもの（通帳など） ※申請期間内は、電子申請も可能です。
備　　考	詳細は広報須坂10月号に掲載します。※毎年申請が必要です。
窓　　口	須坂市役所　福祉課（TEL026-214-7019）

重度精神障害者福祉金

内　　容	精神障害者保健福祉手帳１級・２級の交付を受けていて、３か月以上須坂市に住所がある方に、福祉金を支給します。
対象となる方	在宅者：月額 4,000円 施設入所者：月額 2,000円 ※３か月ごとまとめて口座へ振り込み
申請に必要なもの	□　振込先の口座がわかるもの（通帳など）
窓　　口	須坂市役所　福祉課（TEL026-214-7019）

特別児童扶養手当

内　　容	精神又は身体に障がいのある満20歳未満の児童を監護している父もしくは母（所得の多い方）、又は父母にかわって児童を養育している方に支給されます。
（手当額）	1級　1人につき　月額　56,800円 2級　1人につき　月額　37,830円 ※R7.4.1～
認定請求に必要なもの	□　請求者と対象児童の戸籍謄本 □　請求者名義の普通預金通帳 □　対象児童の療育手帳または身体障害者手帳 □　対象児童の所定の診断書（※1） □　日常生活の状況について （精神・知的障害用、内科的疾患用）（※2） □　世帯全員のマイナンバー
	※1　療育手帳（A判定で更新済のもの）または、身体障害者手帳（内部障害を除く1～3級のもの）が交付されていれば、その写しにより診断書を省略できます。
	※2　請求者の勤務先名、勤務先住所、電話番号を控えてきてください。
備　　考	・家庭の状況等により上記以外の書類が必要になることがあります。 ・本手当受給者は、「重度心身障害児福祉金」も受給できる場合があります。（P8参照）
窓　　口	須坂市役所　子ども課（℡026-248-9026）

児童扶養手当（通常は18歳未満ですが、心身に中程度以上の障がいを有するときは20歳未満まで延長されます）

内　　容	【児童に障がいがある場合】 父母の離婚等により、父または母と生計を同じくしていない18歳に達した日以降の最初の３月31日までの間にある在宅の児童を監護している母・父又は養育者に支給されます。 児童が心身に中程度以上の障がいを有するときは、20歳未満まで延長されます。

（手当額）　※R7.4.1～

区分	月額	第２子以降１人につき
全部支給	46,690円	11,030円
一部支給	所得額に応じ 11,010～46,680円	所得額に応じ 5,520～11,020円

認定請求に必要なもの	□　母又は父と対象児童の戸籍謄本 （外国人の方は独身証明書等） □　母又は父名義の普通預金通帳 □　母又は父と対象児童の保険証または資格情報のお知らせ若しくは資格確認書 □　母又は父の勤務先名・所在地・電話番号を控えてきてください。 □　世帯全員のマイナンバー
備　　考	家庭の状況などにより上記以外の書類が必要になることがあります。
窓　　口	須坂市役所　子ども課（TEL026-248-9026）

重度心身障害児福祉金

内　　容	【対象】 市内に6か月以上居住する特別児童扶養手当1級または2級認定者に該当する20歳未満の児童を監護する保護者 ただし、以下のいずれかに該当する場合は支給されません。 ・施設に入所している場合 ・勉学、治療又は訓練等のため一時的に居住する場合 【金額】　年額　24,000円
申請に必要なもの	□　特別児童扶養手当認定通知書の写し □　振込先の口座がわかるもの（通帳など）
窓　　口	須坂市役所　福祉課（TEL026-214-7019）

障害児福祉手当

内　容	日常生活において、常時介護を必要とする重度障がい児(20歳未満）に支給されます。 以下のいずれかに該当する場合は支給されません。 ・施設に入所している場合 ・所得が一定の額を超える場合 ・障害年金等一定の年金を受給している場合

月額	16,100円

※R7.4.1～

等級／障害	１級	２級	３級	４級	５級	６級
視覚	○	○				
聴覚		○				
上肢	○	○				
下肢	○	○				
体幹	○	○				
内部	○					
知的障害	知能指数おおむね20以下					
精神障害	日常生活において常時介護を必要とする程度					

（注）

脳原性運動機能障害の場合は、表中の上肢、下肢又は体幹機能障害に準じて取り扱います。

申請に必要なもの	□　認定請求書 □　診断書 □　障害者手帳 □　本人名義の預金通帳 □　所得状況届 □　口座振込依頼書 □　マイナンバーカードまたは個人番号通知カード
窓　　口	須坂市役所　福祉課（℡026-214-7019）

特別障害者手当

内　容	日常生活において、常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅の重度障がい者に支給されます。 以下のいずれかに該当する場合、支給されません。 ・施設に入所している場合 ・病院や診療所に３か月以上入院している場合 ・所得が一定の額を超える場合

月額	29,590円

※R7.4.1～

等級／障害	１級	２級	３級	４級	５級	６級
視覚	○	○				
聴覚		○				
上肢	○	△				
下肢	○	○	△			
体幹	○	○				
内部	○					
知的障害	知能指数おおむね20以下					
精神障害	日常生活において常時介護を必要とする程度					

（注）

該当する障がい程度は、おおむね次の障害が重複するもの又はそれと同程度以上のものです。

（注）

脳原性運動機能障害の場合は、表中の上肢、下肢又は体幹機能障害に準じて取り扱います。

申請に必要なもの	□　認定請求書 □　診断書 □　障害者手帳 □　本人名義の預金通帳 □　所得状況届 □　口座振込依頼書 □　年金証書・１年間に受給した年金額がわかるもの（受給者のみ） □　マイナンバーカードまたは個人番号通知カード
窓　　口	須坂市役所　福祉課（TEL026-214-7019）

所得税に関する障害者控除

内　　容	税額の計算の基礎となる所得から、一定額が控除されます。

区分＼等級	身体障がい 1級	2級	3級	4級	5級	6級	知的障がい A1 A2	その他	精神障がい 1級	左記以外	控除額
納税義務者	○	○					○		○		40万円
			○	○	○	○		○		○	27万円
納税義務者の控除対象配偶者又は扶養親族	○	○					○		○		40万円（同居の場合75万円）
			○	○	○	○		○		○	27万円

窓　　口	長野税務署（TEL026-234-0111） （給与所得者は勤務先の給与担当者）

市・県民税に関する障害者控除

内　　容	市民税および県民税の計算基礎となる所得から、一定額が控除されます。

区分＼等級	身体障がい 1級	2級	3級	4級	5級	6級	知的障がい A1 A2	その他	精神障がい 1級	左記以外	控除額
納税義務者	○	○					○		○		30万円
			○	○	○	○		○		○	26万円
納税義務者の控除対象配偶者又は扶養親族	○	○					○		○		30万円（同居の場合53万円）
			○	○	○	○		○		○	26万円

窓　　口	須坂市役所　税務課市民税係（TEL026-248-9001）

相続税に関する障害者控除

内　　容	相続人が障がい者である場合、相続税額から一定額が控除されます。

区分＼等級	身体障がい 1級	2級	3級	4級	5級	6級	知的障がい A1 A2	その他	精神障がい 1級	左記以外	税額控除額
相続人	○	○					○		○		20万円×（85歳に達するまでの年数）
			○	○	○	○		○		○	10万円×（85歳に達するまでの年数）

窓　　口	長野税務署（TEL026-234-0111）

贈与税に関する障害者控除

内　　容	特別障害者を受益者として、信託会社等と「特別障害者扶養信託契約」を締結した場合、信託受益権の価格のうち、6,000万円までは、贈与税の課税価格に算入されません。

区分＼等級	身体障がい						知的障がい		精神障がい	
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1 A2	その他	1級	左記以外
受益者	○	○					○		○	

窓　　口	信託銀行等

個人事業税の非課税

内　　容	両眼の視力を喪失した者及び万国式試視力表により測定した両眼の視力が0.06以下の重度視覚障がい者が行う、あんま、指圧、はり、きゅう、マッサージその他の医業に類する事業は非課税となっています。
窓　　口	長野県総合県税事務所 税務課（TEL026-234-9507）

自動車税・軽自動車税（種別割）、（環境性能割）の減免

内　　容	障がいの程度や所有者・運転者の条件により自動車税・軽自動車税（種別割）、（環境性能割）が、１台に限り減免されます。（限度額あり） 減免を受けた方には在宅福祉利用券のタクシー券が給付されません。

（障害の程度）

区分		1級	2級	3級	4級	5級	6級
身体障がい者							
	視覚	○	○	○	○		
	聴覚		○	○			
	平衡						
	音声（喉頭摘出に限る）			●			
	上肢	○	○				
	下肢	○	○	○	●	●	●
	体幹	○	○	○		●	
	脳原性 上肢	○	○				
	脳原性 移動	○	○	○	●	●	●
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸	○		○			
	免疫	○	○	○			
	肝臓	○	○	○			
知的障がい者		療育手帳のA1又はA2の交付を受けている方					
精神障がい者		精神障害者保健福祉手帳１級の交付を受けている方					

●は本人が運転する場合に限られます。

（所有者と運転者）

区分		所有者	運転者
身体障がい者			
	18歳以上	本人	本人
		本人	同一生計者
		本人（※）	日常的介護者
	18歳未満	同一生計者	同一生計者
知的障がい者		本人	本人
		本人	同一生計者
		本人（※）	日常的介護者
		同一生計者	同一生計者
精神障がい者		本人	本人
		本人	同一生計者
		本人（※）	日常的介護者
		同一生計者	同一生計者

※身体障がい者等のみで構成される世帯の者に限る

申請の時期	必要書類は事前に担当窓口へお問合せください。 【自動車税・軽自動車税（種別割）】 ○４月１日現在で自動車を既に所有している場合 ４月１日から納期限まで （軽自動車税（種別割）は納期限７日前まで） ○身体障害者手帳の新規交付または再交付 手帳交付年月日又は減免の要件に該当することとなった日から30日以内 【自動車税・軽自動車税（環境性能割）】 新規登録の際又は登録した日から30日以内
窓口	【自動車税（種別割）、自動車税・軽自動車税（環境性能割）】 長野県総合県税事務所　税務課（TEL026-234-9505） 【軽自動車税（種別割）】 須坂市役所　税務課（TEL026-248-9001）

有料道路通行料金および一般自動車道使用料金の割引

内　　容	有料道路通行料金および一般自動車道使用料金は、次のとおり割引されます。

適用範囲	自ら自動車を運転する場合	介護者が自動車を運転する場合
利用できる方	すべての身体障がい者	第１種身体障がい者 第１種知的障がい者 （療育手帳A1・A2）
自動車の範囲	身体障がい者本人または生計を一にする者が所有する乗用自動車等（営業車、軽トラック等貨物車を除く）	障がい者本人および生計を一にする者または介護者が所有する乗用自動車等（営業車、軽トラック等貨物車を除く）
割引率	50%以内	

手　続　き	割引を受けるには事前に申請が必要です。あらかじめ市役所福祉課にて、手帳に有効期間等の記載を受けてください。 利用にあたっては、料金所において手帳を提示します。別途申請によりETCによる割引も受けられます。 ※有効期間があります。時期を確認のうえ更新が必要です。ETCによる割引に限り、オンラインでの更新も可能です。
申請に必要なもの	

ETCを利用しない場合	□　障害者手帳（身体・療育） □　運転免許証 （自ら運転して割引を受ける方） □　自動車検査証（車検証）
ＥＴＣを利用の場合	□　障害者手帳（身体・療育） □　運転免許証 （自ら運転して割引を受ける方） □　自動車検査証（車検証） □　ＥＴＣカード （※原則として本人名義のもの） □　登録を希望される自動車に取り付けられた車載器の「ETC車載器のｾｯﾄｱｯﾌﾟ申込書・証明書」

窓　　口	須坂市役所　福祉課（TEL026-214-7019）

駐車禁止除外標章の交付

内　　容	重度の障がい者で歩行困難な方に対して、駐車禁止除外標章が交付されます。 標章を交付された歩行困難者が乗車している車両は、標識により駐車が禁止されている場所の駐車が、全国どの地域でも除外の対象となります。（交差点付近等の法定駐車禁止場所等は除外されません。）
対象となる方	・重度の身体障がい者で歩行困難な方 （障がいの部位により対象となる等級が異なります） ・療育手帳（A1、A2）をお持ちの方 ・精神障害者手帳（１級）をお持ちの方 ・小児慢性特定疾患児手帳（色素性乾皮症）をお持ちの方
申請に必要なもの	□　障害者手帳(身体・療育・精神・小児慢性特定疾患児) □　印鑑
窓　　口	須坂警察署（TEL026-246-0110）

障がい者等用駐車場利用証の交付（信州パーキング・パーミット制度）

内　　容	公共施設や店舗など様々な施設に設置されている障がい者等用駐車区画を必要な方に適正に利用いただくために、県内共通の利用証を交付します。

区分		1級	2級	3級	4級	5級	6級	有効期間	必要書類
身体障がい者	視覚	○	○	○	○			発行の日から５年以内	身体障害者手帳
	聴覚		○	○					
	ろうあ	○	○	○					
	平衡			○		○			
	上肢	○	○						
	下肢	○	○	○	○	○	○		
	体幹	○	○	○		○			
	脳原性 上肢	○	○						
	脳原性 移動	○	○	○	○	○	○		
	心臓・じん臓 呼吸器・ぼうこう 直腸・小腸 免疫・肝臓	○	○	○	○				
知的障がい者	療育手帳のA1またはA2の交付を受けている方								療育手帳
精神障がい者	精神障害者手帳の１級の交付を受けている方								精神障害者保健福祉手帳
発達障がい者	歩行に介助者の特別な注意が必要と医療機関、療育期間等が認めた方								医療機関、療育機関等からの証明書
難病患者	・特定医療費(指定難病)受給者 ・特定疾患医療受給者 ・長野県特定疾病医療受給者 ・先天性血液凝固因子障害等医療受給者								各受給者証
その他けが・病気の人	けがまたは病気等により歩行が困難であることが診断書により確認できる場合							医師の診断書による必要期間以内	医師の診断書（歩行困難な旨が明記されたもの）

※郵送の場合は申請書の他に、「必要書類写し（住所・氏名・障害程度等級・障害名・病名の記載があるページ）」「１４０円切手」が必要です。

※有効期間がありますので、時期を確認して更新手続をしてください。

窓　　口	須坂市役所　福祉課（TEL026-214-7019） ※郵送の場合 長野県庁健康福祉部地域福祉課地域支援係 〒380-8570　長野市大字南長野字幅下692-2

※その他、妊産婦（窓口：健康づくり課）、高齢者（窓口：高齢者福祉課）も対象になります。

福祉車両購入費の補助

内　　容	障がいのある方を日常的に介護する方が福祉車両を購入する場合、福祉車両改造費用の3分の１以内の額を補助します。（20万円を限度とします。） 必ず、購入前にご相談ください。
対象となる方	（所得） ・所得制限があります。 ・市税の滞納がない方。 （その他） 前回の補助から５年以上経過していること。 （障害の程度） 下肢または体幹：1級○、2級○、3級、4級、5級、6級 ※障がいの程度を満たし、 車椅子の給付判定を受けた方の日常的介護者に支給されます。
申請に必要なもの	□　医師意見書（車椅子給付判定がない場合） □　見積書（同一車種の福祉車両と通常車両の2種類） □　車両のカタログ等
窓　　口	須坂市役所　福祉課（℡026-214-7019）

自動車運転免許取得助成

内　　容	普通自動車の運転免許を取得する場合、技能教習に要した費用の３分の２以内の額（10万円を限度とします）を補助します。 必ず、自動車学校へ通学される前にご相談ください。※申請年度内に運転免許証が取得できない場合は、補助対象になりません。
対象となる方	（所得）前年の所得税額が15万円以下の世帯であること。 （障害の程度） 上肢、下肢、体幹（※）：1級○、2級○、3級○、4級○、5級○、6級○ 聴覚：2級○、3級○、4級○ 音声・言語：3級○、4級○ ※上肢、下肢、体幹の機能障がいの場合、障がいの程度に応じた補助手段を講じた自動車を使用しなければ、運転免許の取得が困難な方が対象です。（身体障害者手帳に記載の障がいに応じた自動車の構造装置に関する条件が運転免許証に記載されていること）
申請に必要なもの	□　運転免許取得費用の見積書(自動車学校で発行されます)
窓　　口	須坂市役所　福祉課（℡026-214-7019）

自動車改造費の補助

内　　容	障がいのある方が所有し、運転する自動車のアクセル等を改造する場合、10万円を限度として補助します。必ず、改造前にご相談ください。
対象となる方	（所得） ・所得制限があります。 また、市税の滞納がない方が対象です。 （その他） ・運転免許証に付された自動車の構造装置に関する条件に該当する改造が対象です。 ・前回の補助から5年以上経過している必要があります。 （障害の程度） 1級 2級 3級 4級 5級 6級 上肢、下肢、体幹　○ ○ ○ ○ ○ ○
申請に必要なもの	□　身体障害者手帳 □　運転免許証 □　自動車検査証記録事項 □　見積書　　□　写真（改造前・改造後）
窓　　口	須坂市役所　福祉課（TEL026-214-7019）

鉄道運賃の割引

内　　容	ＪＲ各社の経営する鉄道等では、鉄道運賃が割引されます。民間鉄道については、各駅の乗車券発売窓口でお問い合わせください。
対象範囲	・第一種身体障害者および第二種身体障害者 ・第一種知的障害者（療育手帳A1・A2） ・第二種知的障害者（療育手帳B1・B2） ・第一種精神障害者（精神障害者保健福祉手帳１級） ・第二種精神障害者（精神障害者保健福祉手帳２級・３級） ・知的障がい児者施設、肢体不自由児施設等の入所児・者

（１）介護者と一緒に乗車等する場合

対象者	対象となる乗車券類	割引率
第一種障害者（身体・知的・精神）と介護者	・普通乗車券 ・回数乗車券 ・普通急行券 ・定期乗車券 小児定期乗車券を除く	50%
12歳未満の第二種障害者（身体・知的・精神）と介護者	・定期乗車券 小児定期乗車券を除く	

※割引となる介護者の方は、１名までです。

（２）単独で乗車等する場合（片道営業距離が100Km以上を超える場合に限ります。）

対象者	対象となる乗車券類	割引率
第一種障害者（身体・知的・精神） 第二種障害者（身体・知的・精神）	・普通乗車券	50%

（３）知的障がい児者施設、肢体不自由児施設等の入所児・者

対象者	対象となる乗車券類	割引率
・知的障がい児者施設、肢体不自由児施設等の入所児・者と介助者	・普通乗車券	50%

※指定救護施設の代表者が発行する割引証をみどりの窓口で提示し、割引乗車券を購入。

手　続　き	・みどりの窓口で手帳を提示し、口頭または申込書をもって割引乗車券を購入してください。 ・大人の第一種障害者および介助者が片道100Km以内の普通片道乗車券を購入する場合は、自動券売機で購入した小児乗車券でも乗車等することができます。（ただし、改札での手帳の提示が必要です。） ・列車等をご利用の際にも必ず手帳をお持ちいただき、係員から請求がありましたらご提示ください。
備　　考	精神障害者保健福祉手帳の場合は、有効期限が切れているもの、「第一種」または「第二種」の記載がないもの、写真の添付されていないものは、割引を受けることができません。
窓　　口	各駅の乗車券発売窓口

※長野電鉄、しなの鉄道でも割引があります。詳しくは各鉄道会社にお問い合わせください。

バス運賃の割引

内　　容	バス運賃が以下のとおり割引されます。
対象範囲	単独で乗車する、もしくは介助者とともに乗車する場合の普通乗車券が対象です。 定期乗車券、貸切バス、高速バスについては、各会社へお問い合わせください。
割　引　率	50%
手　続　き	手帳を乗車券発売窓口で提示し割引券を購入するか、または手帳を運転手に提示して割引料金を支払ってください。
利用できる方	・障害者手帳（身体・療育・精神）をお持ちの方 ・指定救護施設入所者で、施設代表者の発行する割引証の提出者 ※介護者の必要性の認定は、各会社(または運転手)の判断によります。
窓　　口	乗車券発売窓口等 （詳しくは各バス会社へお問い合わせください）

航空旅客運賃の割引

内　　容	航空旅客運賃が以下のとおり割引されます。各旅行運送事業者が設定した正規の料金から割り引かれるもので、クーポンや他の各種割引制度後に販売された航空券は適用されない場合があります。
対象範囲	・12歳以上の第1種身体障がい者および第1種知的障がい者が介護者とともに乗る場合 ・12歳以上の第2種身体障がい者が単独で乗る場合 ・12歳以上の第2種知的障がい者が単独で乗る場合
割　引　率	航空会社が国内路線ごとに設定
手　続　き	手帳を窓口で提示してください。
利用できる方	・12歳以上の第１種身体障がい者手帳の方 または、第１種知的障がい者（療育手帳A1、A2の方） ・12歳以上の第２種身体障がい者手帳の方 または、第２種知的障がい者（療育手帳B1、B2の方）
窓　　口	各航空会社航空券販売窓口 （詳しくは、各航空会社へお問い合わせください）

※旅客船については、各船会社へお問い合わせください。

タクシー運賃の割引

内　　容	タクシーの運賃が以下のとおり割引になります。
対象範囲	時間制運賃を含みます。また、対象者が乗車する区間は、相乗りの場合も割引対象となります。 ただし、迎車回送料金、高速料金、駐車料金は割引対象外です。
割　引　率	10%
手　続　き	運転手に手帳を提示します。
利用できる方	障害者手帳（身体・療育・精神）をお持ちの方
窓　　口	長野県タクシー協会、各タクシー会社 （詳しくは各タクシー会社へお問い合わせください）

タクシー券（在宅福祉利用券給付事業）

内　　容	自動車税・軽自動車税の減免を受けていない市内に住所を有する在宅の重度障がい児・者及び特別障害者手当の受給者または同程度以上の障がいを有する児・者にタクシー乗車利用券を交付します。 ※入院中の方及び施設（有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅及び軽費老人ホーム含む）入所者は対象外となります。

年間　24枚交付	初乗運賃額と迎車回送料金分

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚	○	○				
下肢	○	○				
体幹	○	○				
心臓	○					
じん臓	○					
呼吸器	○					
ぼうこう又は直腸	○					
小腸	○					
知的障がい	療育手帳の交付を受けてる重度の方（A1判定）					
精神障がい	精神障害者保健福祉手帳１級の交付を受けている方					

【利用できるタクシー会社】

①つばめ長電タクシー（株）須坂営業所
　車種：普通車、福祉（車いす）車両
②北信タクシー（株）
　車種：普通車
③のっこい福祉タクシー
　車種：福祉（車いす）車両、寝台車
④NPO法人長野コアラ（中野市）
　車種：福祉（車いす）車両、寝台車
⑤おでかけサポート くろまめ
　車種：福祉（車いす）車両
⑥かいごタクシーライフ（山ノ内町）
　車種：福祉（車いす）車両、寝台車

申請に必要なもの	障害者手帳(身体・療育・精神)
窓　　口	須坂市役所　福祉課（TEL026-214-7019）

障害福祉サービス（障害者総合支援法など）

内　　容	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付されている方、難病等の方を対象に各種在宅サービス、施設サービスがあります。利用をご希望の場合はご相談ください。

- 介護保険制度に共通のサービスがある場合は、介護保険サービスが優先です。
- 原則、サービスにかかった費用の１割(定率負担)と施設での食費や光熱費などの実費を利用者が負担します。(所得に応じた自己負担の上限月額があります。)
- サービスにより支給期間が異なります。
- 利用に関する相談は、須高地域総合支援センター（TEL026-248-3750）でも可能です。

制度(主なもの)	内容	申請手続き等
居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で、入浴・排泄・食事・家事援助等の支援を行う。	まず、障害支援区分の判定を受けます。 支援区分は１～６までの段階で表され、区分により利用できるサービスが異なります。 希望する障害福祉サービスの受給者証に基づき、各事業所と利用契約を結ぶことが必要になります。 ①利用申請：福祉課 ↓　　（８晩窓口） ②心身の状況に関する聞き取り調査 ↓一次判定 ③主治医の意見書の取り寄せ ↓障害支援区分審査会 ④区分決定 ↓ ⑤サービス等利用計画案の提出依頼 ↓ ⑧支給決定（受給者証の発行） ↓ ⑨サービス利用計画の作成 ↓ ⑩利用契約 ↓ ⑪利用開始
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、施設で入浴・排泄・食事などの介護を行う。	
生活介護	常に介護を必要とする方に、昼間施設にて、入浴・排泄・食事などの介護や生産活動を行う。	
施設入所支援	入所施設で、夜間や休日、入浴・排泄・食事の介護等を行う。	
自立訓練(機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活が行えるよう、一定期間、生活能力の向上のため必要な支援を行う。	
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。	
就労継続支援（A型・B型）	一般企業等で就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のため必要な訓練を行う。	
就労選択支援 2025年10月～	就労を希望する方に、自分にあった支援機関選びや仕事探しができるよう支援を行う。	
就労定着支援	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活上の課題に対応するための支援を行う。	
共同生活援助(グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う。	
自立生活援助	１人暮らしに必要な生活力等を養うため、定期的な訪問や随時対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行う。	
移動支援	単独での外出が困難な方に対して、支援員が行動上、コミュニケーション上の介護を行います。 療育手帳をお持ちの方、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、視覚１、２級の方・全身性障害１、２級の方が対象です。	利用申請の手続きが必要です。

窓　　口	須坂市役所　福祉課（TEL026-214-7019）

心身障がい児（者）タイムケア事業

内　　容	在宅の心身障がい児者の介護者が一時的に家庭において介護できないときに、市に登録いただいた施設または近隣等において当該心身障がい児者を介護します。 利用の上限は年300時間です。
対象となる方	障害者手帳（身体１・２級、療育、精神）をお持ちの方
申請に必要なもの	障害者手帳（身体、療育、精神）
窓　　口	須坂市役所　福祉課（TEL026-214-7019）

訪問入浴サービス事業

内　　容	在宅で、家族の介護のみでは入浴が困難な方に対し、移動入浴車を利用して、入浴サービスを行います。 家族の方１名の付き添いが必要等の条件があります。 市民税課税世帯は、サービスに要した費用の５％を負担していただきます。
対象となる方	重度心身障がい児・者
申請に必要なもの	□　訪問入浴サービス事業利用申請書 □　サービス利用の可否に関する医師の同意書
窓　　口	須坂市役所　福祉課（TEL026-214-7019）

在宅福祉介護者慰労金

内　　容	家庭において介護を受けている重度の重度心身障がい児（者）の介護者に対し、その労をねぎらい、激励するために慰労金を支給します。
対象となる方	市内に住所を有し、重度心身障がい児者（特別障害者手当受給者又はこれと同程度以上の障がいを有し常時複雑な介護を必要とする方）と同居し３か月以上介護している方。 月　額：8,000円
申請に必要なもの	・申請書 ・障害者手帳（身体、療育、精神） ・振込先の口座がわかるもの（介護者名義の通帳など）
備　　考	詳細は広報須坂10月号に掲載します。※毎年申請が必要です。
窓　　口	須坂市役所　福祉課（TEL026-214-7019） 高齢者福祉課（TEL026-248-9020）

日常生活用具の購入補助

内　　容	在宅の重度障がい児・者に対し、日常生活の便宜を図るため、次の用具の購入補助が受けられます。必ず、購入前にご相談ください。

・各品目に補助の基準額（限度額）、耐用年数があります。
・介護保険の給付と共通するものは、介護保険が優先です（★印）。
・難病患者の方も対象です。

（１）身体障がい児（18歳未満）・知的障がい児者・精神障がい者

障がい区分＼給付内容	該当する障がい程度 1級	2級	3級	4級	5級	6級	品目	要件
視覚	○	○					視覚障害者用活字文書読上げ装置	学齢児以上
	○	○					視覚障害者用ポータブルレコーダー	
	○	○					歩行時間延長信号機用小型送信機	
	○	○					点字タイプライター	就学・就労しているか、又は就労が見込まれる方
	○	○					視覚障害者用体温計（音声式）	
	○	○	○	○	○	○	視覚障害者用拡大読書器	学齢児以上
	○	○	○	○	○	○	点字器	学齢児以上
	○	○	○	○	○	○	点字図書	主に情報の入手を点字によっている児童
音声言語			○	○			人工喉頭/人工鼻	喉頭摘出児等
聴覚又は音声言語		○	○	○		○	聴覚障害者用通信装（FAX）	学齢児以上の聴覚障害児又は発声・発語に著しい障害を有する児童で、コミュニケーション・緊急連絡等の手段として必要と認められる方
聴覚		○	○	○		○	聴覚障害者用情報受信装置	
		○	○	○		○	人工内耳音声信号処理装置	人工内耳埋込術を受け、現在装用しているものが5年以上経過している児童（医療保険の対象にならないものに限る）
		○	○	○		○	人工内耳用イヤモールド	人工内耳埋込術を受け、イヤモールドを必要とする児童
下肢又は体幹（次項続く）	○	○					便器（手すり付）	学齢児以上
	○	○					訓練用ベッド	
	○	○					訓練いす	３歳以上
	○	○					移動用リフト	
	○	○					入浴担架	３歳以上で入浴に介助を要する方

（１）身体障がい児（18歳未満）・知的障がい児者・精神障がい者（続き）

障がい区分＼給付内容	該当する障がい程度 1級	2級	3級	4級	5級	6級	品目	要件
（前項続き） 下肢又は体幹	○	○	○	○	○	○	入浴補助用具	３歳以上で 入浴に介助を要する方
	○	○					体位変換器	学齢児以上
	○						特殊尿器	学齢児以上で常時介護を要する方
平衡又は下肢・体幹	○	○	○	○	○	○	移動・移乗支援用具	３歳以上で家庭内の移動等に介助を必要とする方
下肢・体幹又は移動機能障害	○	○	○				居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	学齢児以上（特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害２級以上の方）
下肢・体幹又は重度知的障害	○	○					特殊マット	３歳以上 （知的障害は最重度・重度）
上肢及び重度知的障害	○	○					特殊便器	学齢児以上（知的障害にあっては自ら排便後の処理が困難な方）
上肢又は視覚	○	○					情報通信支援用具	学齢児以上
音声言語・肢体不自由	○	○	○	○	○	○	携帯用 会話補助装置	学齢児以上
じん臓	○		○				透析液加温器	
ぼうこう又は直腸	○		○	○			ストマ用装具	ストマ造設児
	○		○	○			収尿器	排尿機能障害児
呼吸器	○		○				パルスオキシメーター	在宅酸素療法児又は 人工呼吸器装着児
	○		○				電気式 たん吸引器	同程度の呼吸器機能障害と認められた児童を含む
	○		○				ネブライザー	
	○		○				電気式吸引 ・吸入両用器	
	○		○	○			低定量持続吸引器	気管切開をして人工呼吸器を装着している児童
平衡又は下肢・体幹・知的障害・精神障害	○	○	○	○	○	○	頭部保護帽	知的障害・精神障害の場合はてんかんの発作等により頻繁に転倒する方
重度知的障害 ・身体障害 ・精神障害	○	○					火災警報機	火災発生の感知及び避難が著しく困難な方のみの世帯及びこれに準ずる世帯（火災警報機は１世帯に２台を限度とする） 知的障害は重度・最重度
	○	○	（精神障害は1･2級のみ対象）				自動消火器	
重度知的障害 ・精神障害	（精神障害は1･2級のみ対象）						電磁調理器	18歳以上 知的障害は重度・最重度

（2）身体障がい者（18歳以上）

障がい区分＼給付内容	該当する障がい程度 1級	2級	3級	4級	5級	6級	品目	要件
視覚	○	○					視覚障害者用活字文書読上げ装置	
	○	○					視覚障害者用ポータブルレコーダー	
	○	○					歩行時間延長信号機用小型送信機	
	○	○					視覚障害者用時計	音声時計は、手指の触感に障害がある等のため触読式の使用が困難な方
	○	○					電磁調理器	視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯
	○	○					視覚障害者用体温計（音声式）	
	○	○					視覚障害者用体重計	視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯
	○	○					点字タイプライター	本人が就学、就労しているか又は就労が見込まれる方
	○	○	○	○	○	○	点字図書	
	○	○	○	○	○	○	点字器	
	○	○	○	○	○	○	視覚障害者用拡大読書器	
視覚・聴覚重複障害	○	○					点字ディスプレイ	視覚・聴覚ともに2級以上
聴覚		○					聴覚障害者用屋内信号装置(サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含む)	聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯
		○	○	○		○	聴覚障害者用情報受信装置	
		○	○	○		○	人工内耳音声信号処理装置	人工内耳埋込術を受け、現在装用しているものが5年以上経過している方（医療保険の対象にならないものに限る）
		○	○	○		○	人工内耳用イヤモールド	人工内耳埋込術を受け、イヤモールドを必要とする方
聴覚及び音声言語		○	○	○		○	聴覚障害者用通信装置(ＦＡＸ)	聴覚障害者又は発声・発語に著しい障害を有する方で、コミュニケーション・緊急連絡等の手段として必要と認められる方
下肢又は体幹	○	○					便器	
	○	○					★特殊寝台	
（次項続く）	○	○					★移動用リフト	

★介護保険の給付と共通するものは、介護保険が優先されます。

（2）身体障がい者（18歳以上）（続き）★介護保険の給付が優先されます。

障がい区分＼給付内容	該当する障がい程度 1級	2級	3級	4級	5級	6級	品目	要件
（前項続き）下肢又は体幹	○	○					★入浴担架	入浴に当たって、家族等他人の介助を要する方
	○	○	○	○	○	○	★入浴補助用具	
	○	○					★体位変換器	下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する方
	○						★特殊マット	常時介護を要する方
	○						★特殊尿器	
平衡又は下肢・体幹	○	○	○	○	○	○	頭部保護帽	
	○	○	○	○	○	○	★Ｔ字状・棒状の杖	
	○	○	○	○	○	○	★移動・移乗支援用具	設置に工事を伴うものを除く
下肢・体幹又は移動機能障害	○	○	○				★居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	（特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害２級以上の方）
上肢又は視覚	○	○					情報・通信支援用具	
上肢	○	○					特殊便器	
音声言語			○	○			人工喉頭/人工鼻	喉頭摘出者等
音声言語又は肢体不自由	○	○	○	○	○	○	携帯用会話補助装置	発声・発語に著しい障害を有する方
じん臓	○		○				透析液加温器	自己連続携行式腹膜灌流法（CAPD)による透析療法を行うもの
ぼうこう又は直腸	○		○	○			ストマ用装具	ストマ造設者
	○		○	○			収尿器	排尿機能障害者
呼吸器	○		○				パルスオキシメーター	在宅酸素療法者又は人工呼吸器装着者
	○		○	○			酸素ボンベ運搬車（カート）	医療保険における在宅酸素療法を行う方
	○		○				ネブライザー	同程度の呼吸器障害と認められた身体障害者も含む
	○		○				電気式たん吸引器	
	○		○				電気式吸引・吸入両用器	吸引・吸入の両方が必要な方
	○		○	○			低定量持続吸引器	気管切開をして人工呼吸器を装着している方
共通	○	○					火災警報機	火災発生の感知及び避難が著しく困難なもののみの世帯及びこれに準ずる世帯
	○	○					自動消火器	

(注)脳原性運動機能障害の場合は、表中の上肢･下肢又は体幹機能障害に準じて取り扱います。

費　　用	世帯の所得に応じ費用の一部を負担していただきます。
申請に必要なもの	□　障害者手帳(身体・療育・精神) □　見積書 □　カタログの写し　　※必要に応じて医師の意見書
窓　　口	須坂市役所　福祉課（TEL026-214-7019）

その他の日常生活用具の給付

内　　容	以下の日常生活用具について給付します。

対象者	品目	要件
３歳未満で発症した脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿、排便の意思表示が困難な児者　等	紙おむつ・サラシ・ガーゼ・脱脂綿・洗腸装具	入院・入所されている方も対象となります。
在宅の重度心身障害児者	座位保持用いす、立位保持用つくえ、移動介助用いす（屋内用・屋外用）、　腰掛便器、洋式便器、排便補助器、簡易収尿器、頭部保持器、歩行器、浴槽（移動用）、食器固定装置、特殊食器（皿、保温食器、スプーン等）、介助用被服類、簡易訓練用器具類、簡易自助用具類	
難聴のある幼児	幼児用補聴器（両耳装用）	３歳未満

申請に必要なもの	□　障害者手帳(身体・療育・精神) □　見積書 □　カタログの写し　　※必要に応じて医師の意見書
窓　　口	須坂市役所　福祉課（TEL026-214-7019）

おむつ購入利用券（在宅福祉利用券給付事業）

内　　容	在宅でおむつを必要としている３歳以上の重度心身障がい児・者（特別障害者手当の受給者または同程度以上の障害を有する場合）におむつ購入利用券を交付します。 ※入院中の方及び施設（有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅及び軽費老人ホーム含む）入所者は対象外となります。

年間　４８枚交付	１枚　　1,050円

申請に必要なもの	障害者手帳(身体、療育、精神)
窓　　口	須坂市役所　福祉課（TEL026-214-7019） 高齢者福祉課（TEL026-248-9020）

補装具の交付・修理

内　　容	障がいの内容や程度によって、補装具の購入や修理の給付を受けられます。 原則１割の自己負担です。（ただし、世帯の所得に応じ月額上限負担額があります。） 補装具の種目等によって申請方法、必要な書類、交付までの流れが異なりますので、事前にご相談ください。

・各装具に給付の基準額（限度額）があります。
・介護保険の給付と共通するものは介護保険が優先されます（★印）。
・難病患者の方も対象です。

補装具の種類	18歳以上 (身体障がい者)	義肢、装具、姿勢保持装置、視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、★車椅子、★電動車椅子、★歩行器、★歩行補助つえ、重度障害者用意思伝達装置
	18歳未満 (身体障がい児)	上記に加え、座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具

申請に必要なもの	□　身体障害者手帳 □　（難病患者の方）難病医療受給者証 □　15条指定医による意見書　等 □　指定業者の見積書　等
窓　　口	須坂市役所　福祉課（TEL026-214-7019）

軽度・中等度難聴児用の補聴器購入費等の補助

内　　容	市内在住の１８歳未満の軽度・中等度難聴児の補聴器を購入または修理した費用の一部を補助します。必ず事前にご相談ください。
対象となる方	聴力レベルが身体障害者手帳の交付対象外で、一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会が指定した県内に所在する精密検査機関の専門医により、補聴器の装用が必要であると診断された児童
申請に必要なもの	□　専門医の意見書 （信大病院、県立こども病院、みやがわ耳鼻咽喉科きこえクリニックにより作成されたもの） □　見積書
窓　　口	須坂市役所　福祉課（TEL026-214-7019）

緊急用FAXの登録

内　　容	けがや病気で救急車を呼びたい時、火事で消防車を呼びたい時に、消防署にファックスで連絡をすると、登録してある住所に消防車、救急車が向かいます。
対象となる方	聴覚や音声・言語に障がいのある方等で、電話での通話が困難な方
申請に必要なもの	□　FAX番号
窓　　口	須坂市役所　福祉課（TEL026-214-7019）

住宅改修費の補助

内　　容	身体障害者手帳ををお持ちの方が日常生活の一部を自力で行えるよう、常時使用する居室、浴室、便所、洗面所等住宅の一部を整備改善する場合、その費用を補助します。 （改修内容） ・引き戸への交換 ・敷居等の段差解消 ・手すりの取り付け ・床材の取替え 改修後の補助はできませんので、事前にご相談ください。
対象となる方	身体障害者手帳をお持ちの方（４～６級は独居者等）で前年の所得税額が８万円以下の世帯
窓　　口	【65歳未満】須坂市役所　福祉課（TEL026-214-7019） 【65歳以上】須坂市役所　高齢者福祉課（TEL026-248-9020）

理容・美容券（在宅福祉利用券給付事業）

内　　容	３歳以上の重度心身障がい児者（特別障害者手当の受給者または同程度以上の障がいを有する場合）が、理容・美容・訪問理美容を受けるとき、理容・美容利用券を交付します。(P18「タクシー券」の※を参照)
年間　８枚交付	１枚　　1,000円
申請に必要なもの	障害者手帳(身体、療育、精神)
窓　　口	須坂市役所　福祉課（TEL026-214-7019） 高齢者福祉課（TEL026-248-9020）

手話通訳者・要約筆記者派遣事業

内　　容	社会生活上または日常生活に必要な意思疎通のため、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。当市ホームページから電子申請も可能です。
対象となる方	聴覚障がい者または音声・言語機能障がい者
申請に必要な者	派遣申込申請書
窓　　口	須坂市役所　福祉課（TEL026-214-7019）

声の広報

内　　容	「広報須坂」の朗読CDを配布します。
対象となる方	視覚障がい者
窓　　口	須坂市役所　福祉課（TEL026-214-7019）

テープ・CD図書の貸出

内　　容	朗読ボランティア「須坂あかりの会」による「須坂新聞」「社協報助け合いおこし」の朗読CD、同会員の朗読したテープ・CD図書、購入したテープ・CD図書の貸出をします。
対象となる方	視覚障がい者
窓　　口	須坂市立図書館（TEL026-245-0784）

身体障がい者補助犬の給付

内　　容	目や耳、手足に障がいのある方をサポートする身体障がい者補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）が給付されます。 申請後、県による調査や訓練等を受ける必要があります。訓練期間の経費は給付候補者の負担です。 補助犬の飼育、管理等に要する経費は受給者の負担です。
対象となる方	盲導犬　視覚障がい１級 介助犬　肢体不自由１・２級 聴導犬　聴覚障がい２・３級 ※18歳以上で県内に１年以上居住し、補助犬の適切な飼育・利用ができる方で、県により給付が適当だと認められた方
窓　　口	須坂市役所　福祉課（TEL026-214-7019）

身体障害者補助犬飼育費補助金

内　　容	重度障がい者の社会参加と自立の促進を図るため、身体障がい者の補助犬の飼育費を補助します。
対象となる方	県から身体障がい者補助犬の給付を受けた方 月　額：3,000円
窓　　口	須坂市役所　福祉課（TEL026-214-7019）

携帯電話の割引サービス

内　　容	携帯電話の料金が割引になる場合があります。
利用できる方	障害者手帳（身体、療育、精神）をお持ちの方 特定疾患医療受給者証または特定疾患登録証をお持ちの方
窓　　口	携帯電話各社 （詳しくは各携帯電話会社にお問い合わせください。）

青い鳥郵便はがきの無料配布

内　　容	通常郵便はがき（無地、インクジェット、くぼみ入りのいずれか1種類20枚）が無償配布されます。
対象となる方	身体障害者手帳１、２級の方 療育手帳A1、A2の方
申請に必要なもの	障害者手帳（身体、療育）
備　　考	申請期間は毎年４月１日～５月31日です。
窓　　口	お近くの郵便局（簡易郵便局は除く） （詳しくは郵便局へお問い合わせください。）

Goolight（グーライト）放送利用料減免

内　　容	次に該当する場合、利用料が減免されます。

免除基準	減免の金額
（１）　契約者が視覚・聴覚の身体障害者手帳を所有し世帯主	1,000円／月
（２）　契約者が３級以上の身体障害者手帳を所有し世帯主	

申請に必要なもの	□　身体障害者手帳 □　印鑑
窓　　口	須坂市役所　福祉課（TEL026-214-7019）

NHK放送受信料の免除

内　　容	次に該当する場合、利用料が減免されます。

全額免除	半額免除
（１）　身体障害者手帳を持っている方を世帯構成員に有し、世帯構成員全員が市民税非課税の場合 （２）　療育手帳を持っている方を世帯構成員に有し、世帯構成員全員が市民税非課税の場合 （３）　精神手帳を持っている方を世帯構成員に有し、世帯構成員全員が市民税非課税の場合 ※年に１回、課税状況の確認があります。世帯のどなたか１人でも課税が確認された場合、全額免除の対象から外れますのでご注意ください。	世帯主が次の障がい程度に該当し契約者

	１級	２級	３級	４級	５級	６級
視覚	○	○	○	○	○	○
聴覚		○	○	○		○
その他	○	○				

	A１	A２	B１	B２
療育手帳	○	○		

	１級	２級	３級
精神手帳	○		

申請に必要なもの	□　障害者手帳（身体、療育、精神） □　印鑑
備　　考	免除要件に該当しなくなった場合はＮＨＫへお申し出ください。 ※免除要件から非該当・変更になって申告がされない場合は、遡って料金の支払いが必要になる場合があります。
窓　　口	須坂市役所　福祉課（TEL026-214-7019）

観覧料等の減免

内　　容	障害者手帳をお持ちの方（同行する介助者も含む）は、次の施設では観覧料等が無料になります。

（須坂市内の施設）

市立博物館	世界の民俗人形博物館
須坂版画美術館	臥竜公園 （須坂市動物園、遊園地）
須坂クラシック美術館	旧小田切家住宅
笠鉾会館ドリームホール	

（長野県内の施設）

県立美術館	東山魁夷館
県立歴史館	サンアップル

※サンアップルは、本人とその介助者１名およびセンター登録ボランティアの利用料が無料になります。

※この他の施設でも割引になる場合がありますので、施設にお問い合わせください。

手　続　き	各施設の窓口で手帳を提示してください。
窓　　口	各施設の受付 （詳しくは各施設にお問い合わせください。）

郵便等による不在者投票

内　　容	下表に該当する方は、市選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」の交付を受けることで、郵便による投票ができます。
対象となる方	該当する障がいの程度は表のとおりです。

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
両下肢	○	○				
体幹	○	○				
移動機能	○	○				
心臓	○		○			
じん臓	○		○			
呼吸器	○		○			
ぼうこう、直腸、小腸	○		○			
免疫、肝臓	○	○	○			

※左表に該当する方で、かつ上肢、視覚の障がいが１級の方は、代理記載人による投票ができます。（代理記載人による投票は、「郵便等投票証明書」に代理記載人の氏名等を記載する必要があります。詳しくはお問い合わせください。）

申請に必要なもの	□　郵便等投票証明書交付申請書 □　身体障害者手帳
窓　　口	須坂市選挙管理委員会（TEL026-248-9022）

須坂市では、地域での助け合いを推進するため

新・地域見守り安心ネットワーク

を各町で取り組んでいま

■　目的

・　在宅の介護を必要とする高齢者、ひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦世帯及び重度心身障がい児者等の配慮を要する者（要配慮者）の、災害による事故や孤独死等の不測の事故を未然に防止します。

・「助け合い起こし」活動を進め、誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進します。

■　新・地域見守り安心ネットワークとは

・　地震や水害など、いざ災害となった時には、隣近所の助け合いが最も重要となります。

・　配慮を必要とする皆さんの日頃の見守りや、災害時に避難支援を行うための体制づくりを、町の区長さんや民生児童委員さんを中心に行います。

・　特に町の役員や団体のほかに、日常的に連絡を取り合っている親しい方や隣近所などを含めて、地域全体で要配慮者を見守ることのできる体制をつくります。

・　そのための要配慮者の情報を記載した組織表を作成し、ネットワーク会議のメンバーと情報を共有します。

■　見守り対象世帯

（1）　要介護3から5の高齢者、身体障害者手帳1・2級の所持者及び療育手帳A1・A2の所持者がいる世帯

（2）　ひとり暮らし高齢者世帯（例:概ね65歳以上で見守りが必要な方）

（3）　高齢者世帯（例:世帯全員が概ね65歳以上の世帯で、見守りが必要な世帯など）